

明日香村過疎地域持続的発展計画

計画年度	令和3年度
計画期間	令和3年度～令和7年度

奈良県高市郡明日香村

目 次

1	基本的な事項	・・・ 4
	(1) 明日香村の概況	
	(2) 人口及び産業の推移と動向	
	(3) 行財政の状況	
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
	(7) 計画期間	
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	・・・ 12
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
3	産業の振興	・・・ 14
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 産業振興促進事項	
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合	
4	地域における情報化	・・・ 19
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	・・・ 21
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
6	生活環境の整備	・・・ 23
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	・・・26
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
8	医療の確保	・・・29
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
9	教育の振興	・・・30
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
10	集落の整備	・・・33
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
11	地域文化の振興等	・・・34
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	・・・36
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	

1 基本的な事項

(1) 明日香村の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的条件

本村は、奈良盆地の南東部に位置し、大阪から約40km、奈良市から約25kmの圏内にある。総面積は24.10km²。奈良盆地の南端の平地と竜門山地の一部からなっており、標高は平地部で90m前後、山地部では600m前後に達している。水系は、大和川水系に属し、中央部を流れる飛鳥川と西部を流れる高取川流域で大部分が占められている。飛鳥川上流には、日本の棚田百選のほか重要文化的景観に選定されている稲渕棚田が広がっている。

イ 歴史的条件

本村は、飛鳥時代と呼ばれる6世紀末から7世紀にかけての約100年間、一時期を除いて「都」が営まれ、天皇という称号や日本という国号が初めて用いられ、「律令」が制定されるなど、日本の古代国家が形成された地域であるとともに仏教その他大陸文化の影響を受けながら飛鳥文化が開花した場所である。村内には宮跡・寺院・古墳などの文化遺産が数多く存在し、万葉集にも詠われた自然環境と一体となって歴史的風土を形成している。

現在の明日香村は、昭和31年7月、高市郡阪合村、高市村、及び飛鳥村の3村が合併して誕生した村である。

平成27年に橿原市、高取町とともに日本遺産に認定され、令和2年度には、奈良県、橿原市、桜井市とともに世界文化遺産推薦書素案を文化庁に提出し、世界文化遺産登録を目指している。

ウ 社会的、経済的條件

高度経済成長期に相次いだ開発を契機に、古都においてその歴史的景観を保全するため、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下、「古都法」という。)が制定され、本村の歴史的に枢要な地区が対象地区に指定された。それでも本村に都市化の波が押し寄せたことから、昭和55年、村全域を古都法の規制対象区域とし、「歴史的風土の保存」と「住民生活の安定・向上」を目的とした「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」(以下、「明日香法」という。)が制定された。

以後、全村で土地利用や意匠形態等の規制が行われ、新たな大規模開発を行うことは難しいが、第3次明日香村整備計画を機に歴史的風土の創造的活

用が提唱され、限られた市街化区域の中で、観光・交流の振興や働く場を確保するために「にぎわいの街特別用途地区」の設定や、市街化調整区域で、一般住宅の立地を可能とした都市計画法34条11号地区を3地区設定している。

生活環境としては、幼稚園、小学校、中学校がそれぞれ1校ずつ、児童公園3箇所及び近隣公園1箇所（多目的グラウンド・テニスコート・グラウンドゴルフ・ゲートボール・アスレチック遊具）、健康福祉センター（診療所・調理施設・浴場・スポーツジム・カラオケルーム・ホール）があり、水道及び下水道施設はほぼ整備されている。

産業は、元来農林業が主産業であったが、社会変化や後継者不足及び鳥獣害被害の増加により衰退の一途をたどり、農地の遊休地化が顕著な現状となっている。農業基盤整備として圃場整備及び農産物直売・加工施設（明日香の夢市・あすか夢販売所・明日香夢の旬菜館）が整備されている。

商工業は、少ない事業所数で変動は少なく零細的な状況にあるが、近年は空き家を活用した飲食店や宿泊施設などの商業施設の増加が見られる。

② 過疎の状況

ア 人口等の動向

国勢調査による人口は、開発された住宅地への入居が終了した平成2年の7,363人から平成27年には5,523人と減少の一途をたどり、平成29年に過疎地域に指定されている。65才以上の高齢者比率は、出生数の減少や若者の転出、平均寿命の伸びにより、平成27年では36.6%となっている。地域別の人口増減は、近鉄飛鳥駅前の市街化区域では増加が見られるものの、山間部では人口の減少傾向が著しく、1人暮らしの高齢者世帯の増加も課題となっている。

イ これまでの対策

明日香法による4次にわたる整備計画により、社会基盤の整備を進めてきた。平成29年4月に過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域指定を受けて以降には、農業振興拠点施設「アグリステーション飛鳥」の整備や「道の駅飛鳥」の整備、牽牛子塚古墳整備などの地域振興に係る整備、村道地ノ窪線や奥山2号線の道路整備、WiFi環境整備、光ケーブル網整備などの生活環境に係る整備、学校施設整備や幼小中一貫教育、英語教育や郷土学習の充実など教育環境の整備など様々な対策を講じてきたところである。さらには、土地区画整理事業による住宅地創出による人口誘導や、宿泊施設などの企業誘致による雇用促進・地域経済の向上に向けた取組も行っている。

ウ 現在の課題

これまでの対策により、社会基盤については都市部との格差も徐々に少なくなっているが、構造的な若年層の流出が止まらず、少子高齢化が引き続き進行しており、年齢毎の人口バランスが大きく変化し、農林商工といった経済活動の縮小や社会保障費負担の増大、まちづくり活動の担い手の減少など地域活力の低下に繋がる恐れがある。また、農業は、担い手不足のみならず、鳥獣害被害の拡大により遊休地の拡大が見られ、農業者の生産意欲の低下や歴史的風土を構成する景観を損なうこと繋がる恐れがある。さらに、本村は、貴重な歴史文化資源を数多く有しているものの、観光資源として十分に活かされておらず、農林商工業など地域振興にはまだまだ繋がっていない。

地域の拠点となる公共施設など社会基盤においては、老朽化や耐震不足に対応し、防災拠点や地域コミュニティの拠点としての機能を充実するための役場本庁舎の建替工事を行っており、他には、公民館、健康福祉センター、道路、橋梁、上下水道施設など、長期利用による老朽化した各施設について、状況等を見ながら改良、補修を計画的に行う必要がある。

今後も諸課題の解決に向け、さらなる支援の継続性が強く望まれる。

エ 今後の見通し

社会全体が人口減少の一途をたどる中で、明日香村だけが人口増加に転じることは難しい状況にあるが、将来にわたり本村が持続可能なまちづくりを進めていく上で、教育・福祉・子育て環境の向上を図るとともに、住宅地創出や空き家の利活用等の移住・定住につながる受け入れ基盤を整え、村が有する貴重な歴史文化資源や守られてきた景観を地域活性化に活かすことで雇用環境を整えていくことが喫緊の課題といえる。

③ 社会経済的発展の方向の概要

本村では人口減少や高齢化とともに就労者数全体が減少し、平成27年の国勢調査では、第3次産業就労者数が68.2%と多く、第1次産業就労者数は11.3%と最も少なく、この傾向が進む状況にある。

観光入込客数は、平成30年調査では、約80万人と近年安定をしており、宿泊者数は約2万人と、民家ステイや空き家を活用した宿泊施設により増加が見られるが、観光消費額は京都などの観光地に比べ非常に低くなっている。

本村は、第5次明日香村総合計画に基づき、若い世代が安心して子どもを育てる社会、生まれた子どもが健やかに育つ社会、また高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を目指す「いつまでも住み続けたいそう思える夢ある村」と、日本国のはじまりを物語る歴史や脈々と繰り返されてきた人々の営みから育まれた文化を最大限に活用し、村全体を屋

根のない博物館として捉え、明日香村を五感で楽しめる「明日香まるごと博物館」づくりにより、歴史文化資源を地域活性化に繋げる取組をより一層進めていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本村の人口は、国勢調査によると、昭和35年には7,261人であったが、高度経済成長期の都市部への人口流出により、昭和45年にかけて減少し6,573人となった。その後、明日香法施行前から計画された宅地開発等により増加に転じ、平成2年には7,363人となった。この年を頂点として、明日香法による土地利用規制や就学就職による若者の都市への流出により、人口は減少の一途をたどり、平成27年には5,523人となった。その結果、平成29年に過疎地域の指定を受けている。年齢別人口比率は、平成27年には65歳以上の高齢者人口比率が36.6%に達し、奈良県平均の28.5%より高い数値を示している。明日香村人口ビジョンに示すように、今後、人口の自然増を見込むことは難しく、明日香村の人口は、国立社会保障・人口問題研究所準拠の将来推計によると2060年には2,150人になると推定されているが、近年の子育て施策や住宅地創出により、ここ数年社会増に転じる年度もあるように、本計画による取組により社会増を目指し、2060年には、4,100人から4,500人の人口を維持することを目標としている。

本村の基幹産業であり、重要な景観の要素となっている農林業に携わる第1次産業の就業人口比率は、約1割で最も低い割合となっており、遊休地の増加や森林の荒廃が益々進むことが懸念される。第3次産業の就業人口比率は、約7割ではあるが、村外への就業が多いものと思われる。就業人口割合が、大きく変化することはないと予測されるが、今後は、6次産業化の促進や観光農園の推進により、産業構造が変化するものと思われる。

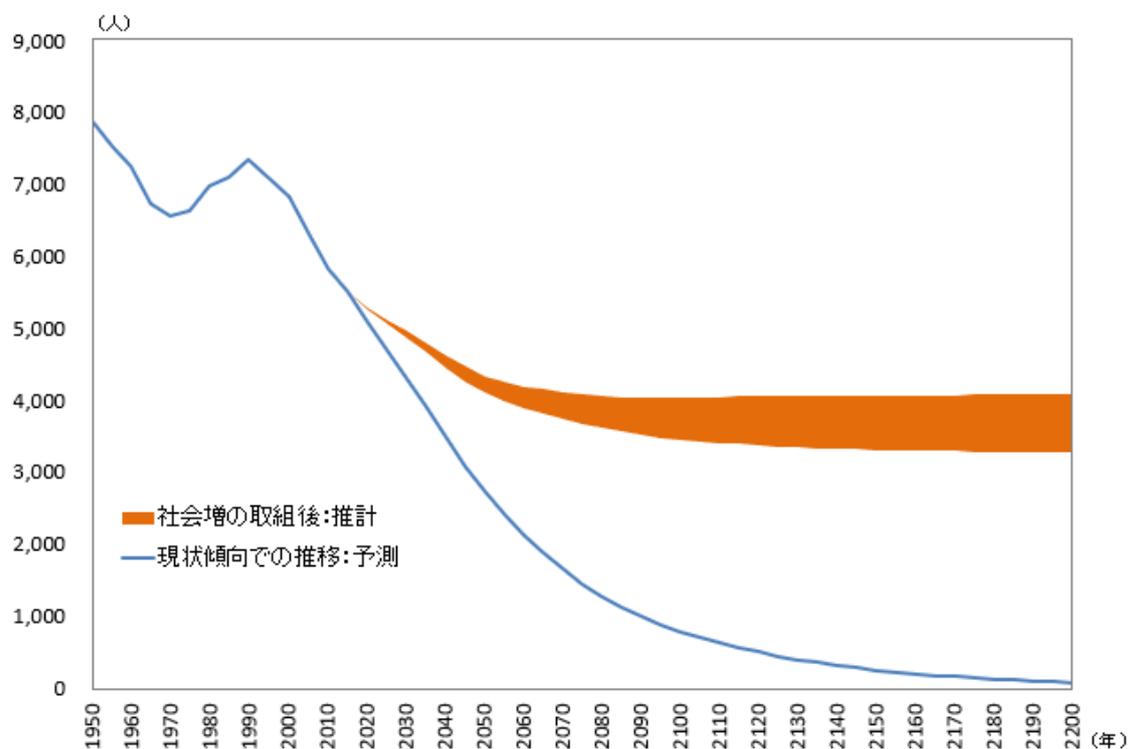
表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総数	7,261	-	6,743	▲7.1%	6,573	▲2.5%	6,650	1.2%
0歳～14歳	2,083	-	1,601	▲23.1%	1,302	▲18.7%	1,278	▲1.8%
15歳～64歳	4,623	-	4,519	▲2.2%	4,592	1.6%	4,577	▲0.3%
15歳～29歳(a)	1,769	-	1,755	▲0.8%	1,803	2.7%	1,657	▲8.1%
65歳以上(b)	555	-	623	12.3%	679	9.0%	797	17.4%
(a)/総数 若年者比率	24.4%	-	26.0%	-	27.4%	-	24.9%	-
(b)/総数 高齢者比率	7.6%	-	9.2%	-	10.3%	-	12.0%	-

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総数	6,987	5.1%	7,109	1.7%	7,363	3.6%	7,126	▲3.2%
0歳～14歳	1,411	10.4%	1,436	1.8%	1,378	▲4.0%	1,136	▲17.6%
15歳～64歳	4,646	1.5%	4,605	▲0.9%	4,738	2.9%	4,554	▲3.9%
15歳～29歳(a)	1,433	▲13.5%	1,248	▲12.9%	1,127	▲9.7%	1,258	11.6%
65歳以上(b)	930	16.7%	1,068	14.8%	1,246	16.7%	1,436	15.2%
(a)/総数 若年者比率	20.5	-	17.6	-	15.3	-	17.7	-
(b)/総数 高齢者比率	13.3	-	15.0	-	16.9	-	20.2	-

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総数	6,846	▲3.9%	6,343	▲7.3%	5,856	▲7.7%	5,523	▲5.7%
0歳～14歳	875	▲23.0%	659	▲24.7%	576	▲12.6%	524	▲9.0%
15歳～64歳	4,334	▲4.8%	3,953	▲8.8%	3,476	▲12.1%	2,978	▲14.3%
15歳～29歳(a)	1,248	▲0.8%	1,088	▲12.8%	812	▲25.4%	673	▲17.1%
65歳以上(b)	1,637	14.0%	1,731	5.7%	1,804	4.2%	2,019	11.9%
(a)/総数 若年者比率	18.2	-	17.2	-	13.9	-	12.2	-
(b)/総数 高齢者比率	23.9	-	27.3	-	30.8	-	36.6	-

表1-1(2) 人口の見通し



(3) 行財政の状況

地方公共団体は地域の総合的行政主体として、自らの個性や創意工夫を生かしつつ、活力ある地域づくりへの取り組みが求められている。本村がおかれる過疎地域では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の主旨にかんがみ、地域の持続的発展を図る為の総合的かつ計画的な対策を講じなければならない。

本村の生活基盤の整備状況は、明日香法に基づく取り組みを中心に、住民生活の向上を図るために年次的に事業を進めてきたことにより、充足されてきている。しかしながら、民間企業によっても社会資本整備が進む都市部と比べると、行政での整備が中心となる本村については脆弱と言わざるを得ない。また、加速度が一段と増す過疎化・高齢化への対策など、直面する行政課題が多く残されている。

本村の財政事情は、過疎化、高齢化の影響で村税は年々減少しており、歳入を地方交付税や国庫支出金などの依存財源に頼っている脆弱な財政構造となっている。歳出面では社会保障関係費が増加してきている。また、長期利用による老朽化した公共施設の更新が必要な状況となっている。このような状況において、限られた財源を有効に活用して行政効果を得るためにも、中長期的な展望に立った行財政計画のもとでの財政運営を図ることが不可欠であり、各施策の選択については、優先順位を定め、財源の重点的配分を行う必要がある。また、効率的かつ合理的な行財政を行ううえで、広域的な施策の更なる拡充も必要である。さらには、ふるさと応援寄付金など本村の取組を応援いただける財源の確保に努める必要がある。

表1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	4,324,933	3,725,592	4,012,050
一般財源	3,022,298	2,870,466	2,873,008
国庫支出金	729,820	364,387	510,851
都道府県支出金	331,971	244,526	241,885
地方債	51,700	57,700	243,400
うち過疎債	0	0	208,600
その他	189,144	188,513	142,906
歳出総額B	3,909,753	3,353,422	3,637,796
義務的経費	1,810,528	1,342,804	1,343,128
投資的経費	469,144	351,316	543,025
うち普通建設事業	454,198	351,316	541,916
その他	1,630,081	1,659,302	1,751,643
過疎対策事業費	0	0	494,058
歳入歳出差引額C(A-B)	415,180	372,170	374,254
翌年度へ繰越べき財源D	29,080	20,040	21,818
実質収支C-D	386,100	352,130	352,436

財政力指数	0.261	0.236	0.241
公債費負担比率	15.0	10.2	8.7
実質公債費比率	19.0	7.5	6.0
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	91.3	91.9	97.5
将来負担比率	57.8	41.9	29.6
地方債現在高	3,089,262	2,844,936	3,040,671

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率 (%)	2.21	5.22	7.98	9.55	12.72
舗装率 (%)	19.39	68.37	71.82	81.41	90.21
農道					
延長 (m)	2,343	2,343	5,251	5,192	5,192
耕地1ha当たり農道延長 (m)	2.71	4.79	11.69	12.60	14.19
林道					
延長 (m)	1,755	2,680	2,680	2,680	1,755
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.35	2.03	2.03	2.03	1.33
水道普及率 (%)	91.26	90.16	96.00	96.37	98.06
水洗化率 (%)	0	0	67.6	86.3	92.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村における過疎地域の持続的発展に関する基本方針は、明日香村総合計画との整合を図り、唯一無二の多様な歴史資産の豊かな自然環境の中で「くらし」や「なりわい」、「たたずまい」があるという明日香村の価値を最大限に活かし、様々なノウハウや考えを持った多様な人材が明日香村を支えるパートナーとして、みんなで地域課題を克服できる協働による村づくりにより、「いつまでも住み続けたい」そう思える夢ある村（くらしの環境づくり）と五感で体感出来る「明日香まるごと博物館」（活動・交流のむらづくり）を将来像とし、下記の基本方針により「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」を目指す。

『基本方針』

① 村民が「健康に暮らし、次代を担う子どもたちが育つ村づくり」

誰もが健康で夢を持って暮らせる環境や次代を担う人材が育つ環境をみんなでつくっていく。

② 全村まるごとを活用した「活力ある村づくり」

村全体の景観や貴重な文化財をはじめとする村にある特徴的な資源を最大限に活用し、村全体が観光を基軸とし農・林・商・工の分野がそれぞれ活気づく活力ある村づくりを行う。

③ 「明日香らしいたたずまいを感じられる村づくり」

明日香らしい古都の「たたずまい」を感じられる歴史的風土を村民が、行政が、明日香村に関心を持つ方々が、それぞれの立場で自然の彩りの育成や歴史的文化的資源の見える化、文化の継承や創造に取り組む。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4) の基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を、転出者より転入者が多くなる人口社会増、及び、人が訪れ交流が生まれ経済が活性化する宿泊客数の増とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画に基づく事業を年度毎に精査を行い、より有意義でより効率的な事業を展開する。達成状況については、庁内会議において評価を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

昭和40年から50年代に多くの施設が整備され、施設の大規模改修や建替えのピークを迎えている。特に、役場庁舎が50年を経過し、耐震化も図られていないことから建て替えに向けての事業を進めている。公共建築物については、点検等により高度の危険が認められる施設については、安心・安全に利用できるよう維持修繕に早急に取り組むこととし、老朽化等により危険性が高く、また、利用率が極めて低い施設については、その機能を他の施設に複合化、集約化することにより廃止・撤去を検討するとともに、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に修繕・更新を行う。さらに、重大な損傷や致命的な損傷となる前に、予防的な修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら、長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を目指す。また、インフラ施設については、これまでの整備状況や補修履歴等を踏まえ、効率的・計画的に修繕・更新を行い予防保全に努め、長寿命化を推進していくなど、明日香村公共施設等総合管理計画における基本的な考え方と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

本村は、都市近郊に位置し、生活の利便性は特に劣っているとは言えないが、通学や就業を機会に若者は都市へ流出している。また、明日香法により土地利用が規制され住宅地が少ないことから、定住を望む村民も村外へ流出するきっかけとなっている。その結果、人口は減少の一途を辿っている。

一方、本村への移住希望は多く、空き家バンク利用希望の登録者数は200人を超え、年間約200件の空き家相談を受けている。平成29年から行った土地区画整理事業による住宅地創出では、宅地すべての契約が早期に終了し、約8割が40歳未満の子育て世帯という新たな自治会が発足した。

また、空き家を活用した店舗が10件を超え、今まではIターン者がほとんどであったが、Uターン者の開業も見られるようになっている。

村外企業からも、本村に関心を持っていただき、空き家や遊休地を活用した取組、人材派遣など連携をとることが増えつつある。

定住環境としては、幼小中一貫教育による教育の充実、子育てにおける医療や福祉の充実、若い世代の転入促進や職務環境の向上のための情報通信網の充実を重点的に行い、道路や上下水道の整備や公共交通の確保など生活しやすい環境づくりも行ってきたところである。

本村では定住を受け入れる住まいの確保が必要であるとともに、村内で定住や生業を行うために必要な魅力ある住環境の更なる充実が求められる。さらに、様々なノウハウや考えを持った多様な人材や組織が明日香村を支えるパートナーとして活躍してもらえる環境づくりが重要である。

(2) その対策

① 住まいの創出

本村の限られた市街化区域を有効に活用し、景観に調和した住宅地形成を誘導する。土地利用が抑制されている地域では、空き家を有効に活用し住まいの確保を図る。その際、集落支援員制度を活用し、集落の状況把握や既存集落及び空き家への転入支援を行う。

② 働く機会の創出

定住を促進するためには働く場の確保も必要である。そのため、地域資源を活用した「明日香まるごと博物館」づくりを進め、村内での消費額向上による地域経済の活性化を推進し、観光を基軸とした農・商・工の活性化により雇用機会の創出を図る。新たな商品造成や販路拡大、古民家や公共施設等を活用した商業施設の利用を促進するほか、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、

雇用機会の創出を図る。

③ 住環境の充実

子育てに関する不安や負担を和らげる取組を進め、支援が必要な人へ適切なサービス、心身ともに健やかで個性豊かな子どもたちを育てるための明日香ならではの教育環境の充実、道路、公共交通、上下水道、情報通信などの都市基盤の充実を継続して図る。そして、明日香ならではの教育や福祉施策、生活環境を積極的にPRし、定住促進に繋げる。

④ 交流による担い手確保

本村に関心を持ち、様々なノウハウや考えを持った多様な人材や組織が明日香村を支えるパートナーとして活躍していただけるよう、地域おこし協力隊や地域活性化起業人、ふるさと応援寄付金などの制度を活用し、交流による担い手確保に努める。また、情報通信網の充実により、テレワークやワーケーションの受け入れなど新たな働き方の創出を図る。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業	集落支援員制度活用事業	村
		地域おこし協力隊制度活用事業	村
		地域活性化起業人制度活用事業	村
		子育て世帯住宅新築助成事業	村
		定住促進事業	村
		雇用環境創出事業	村
		新たな滞在型観光地盤整備	村
		多様な団体との連携事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本村の農業は農作物の生産機能を担っているだけでなく、歴史的風土の保存において、極めて重要な役割を果たしているが、経営耕地面積が減少し、農地の2割が耕作放棄地となっている。基幹的農業従事者の約8割が65歳以上であり、後継者がいる農家は1割にも満たず、担い手不足が深刻な問題となっている。さらに、米価の低迷や有害鳥獣による営農被害が、農業者の生産意欲の低下に追い打ちをかけている。

新たな担い手を確保育成していくために収益を確保できる仕組みや後継者等の受け入れ体制構築が必要であるとともに、直売所や宅配等の販路開拓強化や観光分野と連携を深めることで体験農園や農空間としての活用等の多様な展開を図ることで農業振興施策を講ずる必要がある。

表2-1 農業就業人口

(単位:人)

	15-19 歳	-29 歳	-39 歳	-49 歳	-59 歳	-64 歳	-69 歳	70- 歳	農業 就業人口	65歳以上 の割合
昭和60年	18	41	136	143	295	161	110	175	1,079	26.4%
平成2年	27	42	94	118	188	188	177	193	1,027	36.0%
平成7年	27	13	47	111	112	119	161	244	834	48.6%
平成12年	42	22	35	63	106	66	86	273	693	51.8%
平成17年	13	24	9	41	89	58	67	267	568	58.8%
平成22年	1	3	6	16	47	51	60	235	419	70.4%
平成27年	12	16	17	10	57	62	66	196	436	60.1%

(資料:農林業センサス)

表2-2 農業戸数と専業兼業の推移

	農業戸数(戸)	専業	兼業	兼業の内訳	
		農家数(戸)	農家数(戸)	第一種(戸)	第二種(戸)
平成2年	784	84	700	28	672
平成7年	680	68	612	63	549
平成12年	619	45	364	35	329
平成17年	599	64	277	26	251
平成22年	584	54	259	33	226
平成27年	544	79	205	24	181

(平成12年以降について、専業及び兼業農家数に自給的農家数が含まれないため農業戸数と一致しない。)

(資料:農林業センサス)

② 林業

本村では、スギ・ヒノキ等の人工林が民有林面積の約9割を占めている。森林所有者の経営規模は非常に小さく、林業を主業とする人は極めて少ない上に、従事者の高齢化や後継者不足、山林の作業効率の悪さによる木材の搬出コストアップや木材価格の低迷などにより、手入れの行き届かない森林が増加している。また、山麓部に分布する竹林の荒廃が目立ってきていることや、山林のほとんどが人工林であるため山の景観から四季を感じにくいといった課題もある。

一方、山林は、水源かん養、土砂流出の防止、生態系の維持、自然景観の保全など、多面的な公益機能を有しており、引き続き、計画的な森林施業（育林や除伐・間伐など）を実施するとともに、山麓部においては有害獣対策や景観対策として、広葉樹への転換による里山づくりや収益性の高い森林空間の利活用推進などを進めていく必要がある。

③ 商工業

商業については、近隣市町に大型店舗があるため、住民の多くが日用品を村外で購入する傾向にあり、人口減少も相まって小売業は少ない。また、全村が土地利用規制されていることにより製造業や卸売業の事業拡大や新規参入が困難である。一方、業種別事業所数の約4割が、宿泊業・飲食業等のサービス業となっており、近年、若者による空き家を活用した商業施設も増えつつある。

このことから、観光を基軸としたサービス業の発展による地域経済の活性化、及び、新たな雇用の創出、税財源の確保を図るため、企業誘致や新規事業者及び事業継承者等に対するサポートも必要である。

さらに、商工業者の多くが小規模経営であり、多様化する消費者ニーズやデジタル化に対応していくための経営体質の改善や設備の近代化が必要となっている。

④ 観光

本村の観光入込客数は約80万人、宿泊者数は2万人弱である。

村内には歴史の舞台となった宮跡・寺院・古墳などの文化遺産が数多く存在し、飛鳥川上流の棚田や万葉集にも詠われた自然環境などの資源がたくさんあるが、観光資源として十分に活かし切れていない状況にある。

観光は、物販、飲食、宿泊や農林業、工業など様々な業種に及ぶ裾野の広い産業であるため、観光を基軸とした地域活性化を図ることで、地域に幅広い経済効果をもたらすとともに、村全体にとって非常に大きな波及効果が期待される。特に、滞在型観光の推進が、経済効果を向上させることを期待で

きるため、宿泊を伴う新たな観光コンテンツの造成や宿泊を中心とした受け入れ地環境整備が必要である。

また、奈良県への来訪者数に対する本村への来訪者割合は少なく、認知度を高めるために、本村へのアクセスや魅力を近隣市町村とも協力し、幅広い客層に向けて、多角的なプロモーション活動を強化する必要がある。

表 2 - 3 明日香村の観光

	観光客数(人)	宿泊客数(人)
昭和55年	1,670,000	30,835
昭和60年	979,563	19,923
平成2年	935,000	17,488
平成7年	788,000	14,058
平成12年	829,000	14,024
平成17年	669,000	8,823
平成22年	1,191,000	13,039
平成27年	804,000	18,407

※平成22年は平城遷都1300年事業（奈良県）により増となっている。

(2) その対策

① 農林業

ア 農地を守る

明日香の歴史的風土を形成する重要な構成要素である農地は、農業従事者の高齢化と担い手・農業後継者の不足等を背景に、耕作放棄地が増加しており、その改善と防止に向けて、耕作放棄地の解消や有害鳥獣対策、農業活動の負担軽減に向けた取組を展開し、日本の原風景である里山や棚田などの歴史的風土を保全し、農地として持続的な活用を推進する。

特に、棚田や第一種歴史的風土保存地区における適正管理と有効活用、水田景観を維持するための圃場整備等による優良農地の整備を行うとともに、耕作放棄地が多く発生している条件不利地域での農地の適正管理と維持を推進する。

イ 農家を育てる

大規模経営農家、集落営農や農業法人、認定農業者などの村内各地域の農地を管理・保全する中心経営体が確保されるとともに、村内農家の大半を占める小規模な家族農業や「農ある暮らし」を楽しみながら明日香で活躍する方々など多様な担い手が、意欲を持って農業経営を継続し、明日香の農地の維持・活用が行われるように、新規就農者の育成・確保をはじめ総合的な営農支援の充実・強化を図る。

ウ 農業で稼ぐ

農業経営の中心的担い手への農地の利用集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を推進するとともに、特産品である「明日香いちご」や「飛鳥米」のさらなる発展に加え、新しい特産品化と6次産業化等の付加価値化、観光や商工業と連携した農業ビジネスの創出を通じて、収益性の高い農業経営を促進する。

② 商工業

ア 観光を基軸とした商工業の発展

地域ブランド形成の担い手となる事業者の「経営力・マーケティング力」の強化と「飛鳥地域ブランド」の確立を支援するビジネスモデル構築を進め、新たな地域ブランドの創出による商工業の発展を推進する。

イ 新規事業の推進

村内で新規事業や事業継承・拡大を行う者の実施意欲を高め、実施を後押しするような支援を行うことで、それぞれの店舗等が来訪者の目的地になるような魅力的なモノ・コト消費の創出を行い、地域産業振興を図る。

③ 観光

ア 観光資源の活用と地域振興

本村に数多く点在する貴重な文化資源を活用した文化観光を積極的に推進し、文化観光に訪れる来訪者をもてなす「明日香まるごと博物館」づくりにより、周遊手段の充実、体験型・滞在型観光の展開を図り、交流人口の増加と滞在時間の延長を図ることで、観光を地域振興につなげる取組を行う。

また、観光閑散期の観光客増加や関係人口を拡大するため、新たなプログラムの造成や充実を行い、新たな観光客層の開拓を行う。

イ 受入環境の充実と情報発信

「道の駅」における案内機能の充実や現地で情報を受け取れる通信環境等の充実などを図り、来訪者が現地で安心して観光できる環境づくりを行うことで、地域消費の向上に繋げる。

一方、日本遺産の活用や世界遺産登録の推進、などによりブランド力を向上し、各種メディア・エージェント等との関係性の強化や、SNSやモニターツアー、ファムトリップ等の手法を活用しながら国内外でのプロモーション展開による認知の向上を図り、本村に関心を持つサポーターの拡大を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業	ため池防災事業	村
		小規模農林業基盤整備事業	村
		観光農林施設整備事業	村
		森林整備推進事業	村
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	企業誘致促進事業	村
		日本型直接支払い事業	村
		担い手育成支援	村
		農村魅力づくり事業	村
		有害獣対策事業	村
		観光振興事業	村
		農商工活性化支援事業	村
		観光活性化事業	村
		観光基盤整備事業	村
		歴史文化資源公開事業	村
		商工会支援事業	村
		中小企業資金融資事業	村
観光協会支援事業	村		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
明日香村全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業又は情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(2)(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成27年度村独自調査で、光回線が敷設できないエリアが村東部南部の山間部に集中し、村全世帯の約2割、村面積の約半分であった。行政サービスでインターネットを利用する機会が多くなり、住民が利用できる環境が整っていないとすれば公平なサービスを提供することが難しいため、改善への取組を進めた。要因の一端となる木製の電柱を鋼管柱へと建替を進め、情報通信会社と協力しながら整備を行い、まもなく村全域で光回線が利用可能となる予定である。

一方、本村では、役場庁舎内をはじめ、事業者や住民に至るまで、デジタル化の仕組みやデジタル化による情報共有や活用は、これからの課題となっている。また、新型コロナウイルス感染症により、在宅勤務やサテライトオフィスの普及、オンラインによる学校授業や観光ツアーなど新たな生活スタイルが始まっている。国が進めるデータとデジタル技術を活用した社会は、本村のような過疎地域にとって有利な施策であり、積極的に推進する必要がある。

(2) その対策

情報のデジタル化を図ることで、情報の共有を推進し、その情報を活用できる仕組みや環境整備を推進することで、国が進めるデータとデジタル技術を活用した社会を目指し、住民サービスの向上を図るとともに、観光振興に繋げる。

また、防災及び災害に備え情報通信手段の充実や多様化を図る。

(3) 計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	防災行政無線等設備移転事業	村
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	防災行政無線維持管理事業	村
		地域防災メール維持管理事業	村
		地域情報化支援事業	村
		ホームページ運営事業	村
		VR・AR技術を活用した歴史展示推進事業	村
	歴史文化知的財産公開推進事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 交通施設

国道169号は、奈良盆地から吉野へ至る主要幹線である。本村においても、村の玄関口である近鉄飛鳥駅や「道の駅飛鳥」があり、通勤通学者の安全対策や渋滞緩和対策が必要である。近年は、宿泊施設や商業施設の立地など企業誘致に力を入れていることから、路線西部への移動のため交差点改良が必要となっている。県道については、狭隘区間の解消が長年の課題であるとともに、県道整備により交通の流れが大きく変化し、村道への交通量が大幅に増加している状況にあることから、道路機能や交通量に沿った維持管理やスピードコントロールといった安全対策が必要なため、県道と村道を一路線として捉えた管理が必要とされている。

村道や周遊歩道においては、老朽化や道路状況の変化、新しい施設等に対応できるよう、交差点や橋梁も含め安全性の確保や改修が必要である。また、安全対策として、沿道の除草など維持管理を継続していく必要がある。

② 交通手段

高齢化に伴いますます交通弱者が増加することを踏まえ、通院や買い物のための交通手段の確保が喫緊の課題となっており、フレイル予防のための外出支援としても有効である。

また、本村では、役場庁舎の移転新築や新たな宿泊施設の開業などが予定されており、新たなサービス施設に対応した交通手段の見直しも必要である。

さらに、文化観光を推進するために活用する文化資源を周遊できる交通手段も必要とされており、村民にとっても来訪者にとっても利用しやすく、効率的、効果的で、将来にわたり持続可能な公共交通体系が重要となっている。

(2) その対策

① 交通施設

国道169号及び県道については、交通渋滞緩和、歩行者等の安全確保及び交差点の安全対策の観点から、道路拡幅、右折レーンの確保、狭隘・線形不良区域の改良及び交通安全施設の整備について国・県との連携を図る。

村道については、地域の実情に応じて舗装改良を行うとともに、安全に配慮した日常管理を継続して行う。また、観光周遊施設として村内唯一の鉄道駅である近鉄飛鳥駅に、「道の駅」を併設し、鉄道・バス・自動車交通が結節する村の玄関口として、利用しやすい環境づくりを継続して行うとともに、飛鳥周遊歩道については、整備から長期年数が経過していることから順次改

良を行う。橋梁については、調査・点検を継続して行い、計画的に安全に配慮した整備を行う。

② 交通手段

高齢化に伴う交通弱者の増加に対応するため、地域公共交通サービス網の維持確保に努めるとともに、通院や買い物などのニーズに応えられる交通の仕組みづくりを行う。また、新庁舎など新たな施設への対応や文化観光の構成資産を周遊できる仕組みづくりを検討し、取組を進める。その際には、バス、タクシー、レンタサイクルだけでなく、新たな技術も活用し、生活・観光交通のサービス向上を目指す。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道の整備 道路	道路維持事業	村
		舗装修繕事業	村
		道路改良事業	村
		道路拡幅事業	村
		ネットワーク道路整備事業	村
	橋梁	橋梁長寿命化事業	村
		その他	公園整備事業
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	コミュニティバス運行事業	村
		駅前広場維持管理事業	村
		道路草刈り等維持管理事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上下水道施設

上下水道については、村民生活を支えるライフラインであり、安心して利用できる水の安定供給と、家庭雑排水の衛生的な処理や公共水域の汚染防止が求められている。また、災害に強い施設及び設備の整備を進めていく必要がある。概ね整備が進んできた中、施設の老朽化、耐震化対策が必要となっている。

表3 下水道の状況（公共施設状況調査）

区分	平成22年	平成25年	平成27年	平成30年
下水道普及率（%）	89.7	94.5	96.8	97.0

② 廃棄物・し尿処理

本村はゴミ焼却施設を持っていないため、可燃ゴミについては、焼却を近隣市に委託し処理を継続していく必要がある。また、廃棄物の発生抑制・排出抑制・再生利用・再資源化による、循環型社会を目指す必要がある。

し尿処理については、下水道の普及に伴い収集量は減少しているが、公共下水道区域外などへの一部汲み取り、陸上処理を継続して行う必要がある。

③ 消防・防災・防犯

村民が安心して生活できる環境をつくるため、消防においては、常備消防の継続した設置及び非常備消防の組織の維持が必要である。防災においては、現役場庁舎が、老朽化、耐震性の低さから、災害に即応すべき時に、庁舎自体に直接的な被害が生じ、行政機能そのものが損壊し、災害対策機能が不全となるケースが想定されるため、新庁舎整備を進めており、庁舎の移転に伴う防災無線の整備も急務となっている。また、災害発生に備え急傾斜地の整備や避難時の防災備蓄品の確保が求められる。防犯については、村民の安全を確保するため、地域の防犯力の向上を図る必要がある。

(2) その対策

① 上下水道施設

安全で安定した水を供給するため、日常的な点検により飲料水供給施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽化に伴う配水管の更新を計画的に実施する。

また、公共水域の水質保全のため、公共下水道区域においては、下水道施

設の適正な維持管理と老朽化した施設の更新を行うとともに、区域外については合併処理浄化槽の普及拡大に努める。

② 廃棄物・し尿処理

可燃ゴミについては、本村で収集を行い、焼却を橿原市に委託した処理を継続して実施する。資源ゴミ等については、本村で収集分別を行い、処理を行っていく。

また、し尿処理については、下水道の普及に伴い収集量は減少しているが、公共下水道区域外などへの一部汲み取り、陸上処理を継続して行う。

③ 消防・防災・防犯

消防力の向上を図るため、常備消防においては広域で継続して維持を行い、非常備消防においても組織の維持を図るとともに、防火水槽など必要な整備を行う。

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、急傾斜地の整備促進や集落内水路等の改修を行うとともに、庁舎移転に伴う防災無線の整備や避難所の設備・物資の確保、自主防災組織の育成や被災時に向けた訓練等による災害時の危機管理に努める。また、災害発生時に事業継続や必要な災害対応ができる拠点施設として新庁舎の建設を早急に行い、防災の拠点として整備を図る。

さらに、防犯カメラや防犯灯の設置による地域の防犯力向上を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道維持管理事業	村
		老朽管等更新事業	村
		水道施設整備事業	村
	(2) 下水処理施設 公共下水道 その他	下水道維持管理事業	村
		下水道施設整備事業	村
		下水道施設更新事業	村
		合併処理浄化槽設置補助	村
	(3) 廃棄物処理施設 ゴミ処理施設 し尿処理施設	廃棄物処理施設整備事業	村
		し尿処理委託	村
	(5) 消防施設	非常備消防整備事業	村
		奈良県広域消防組合負担金	村
		防火水槽設置事業	村
		新庁舎建設事業	村
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	住宅・建築物耐震改修促進事業	村
		防災組織育成事業	村
		災害対策事業	村
		地域防犯推進事業	村
		塵芥処理事業	村
		し尿処理委託	村
		急傾斜地崩壊対策事業	村
		飲料水供給施設維持管理事業	村
		非常備消防運営事業	村
	(8) その他	河川整備事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

高齢者が心身の健康を維持しながら、安心して、生き生きとして暮らすためには、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される包括ケアシステムを構築することが重要となっている。また、高齢者自身も地域社会に参画し、生活支援等の担い手となることが期待される。

② 障がい者福祉

障がいのある人が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるような村をつくっていくことが重要である。障がい者（児）福祉では、障がい者（児）が生きがいや目標をもって生き生きと暮らすことができる総合的な支援や、障がいのある人もない人も共に暮らしやすいユニバーサルデザイン化を進める必要がある。

③ 児童福祉・子育て支援

本村の子育てを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進展、女性の社会進出等を背景に大きく変化している。子育てを取り巻くこのような環境の変化に柔軟に対応し、子どもを心身ともに健やかに育てるためには、家庭、地域、学校等を含めた地域全体があたかも一つの家族のように協力して皆で子どもを育てていくということが求められている。

④ 健康づくり

本村では、すべての村民が生涯に渡って生活の質の向上や生活習慣の改善によって『住み慣れた場所で、生きがいをもち、健康で長生きすること』を目指し、医療連携事業に着手し、重病化予防（二次予防）を中心とした、健康づくり事業を推進してきた。今後とも、これまでの基本的な考え方を踏まえ、特定健診やがん検診等の継続受診の支援と運動習慣の実践と定着、食生活の改善、歯の健康づくり等、生活習慣を見直し、健康の保持・増進に努める発症予防（一次予防）の充実・強化に努め、健康寿命の延伸とがん・循環器死亡率や医療費の低減に向けての取組が必要である。また、設置から20年以上が経過する健康福祉センターの老朽化への対応やニーズに応じた機能の見直しが必要となっている。

(2) その対策

① 高齢者福祉

高齢者のニーズを捉え、自発性を充分尊重しながら、講座、イベントの開催、学習支援の活性化を図り、高齢者の活動の場を拡大し、活動的で生きがい満ちた「活動的な85歳」を実現することを目標として、高齢者が就労や様々な社会活動へ参加できるよう、高齢者の積極的な社会参加を促進する。

また、利用者や家族が安心して介護サービスが利用できるように、適切なケアマネジメントを行い、各専門職や各施設・事業所と連携し、家族等の負担の軽減になるサービス提供を推進し、困りごとを気軽に相談できるよう地域包括支援センターを中心にサービス基盤の確保に努める。

② 障がい者福祉

障がい者が、尊厳を持ち心豊かな人生を過ごすことができるよう、関係機関と連携を行い、適切な支援やサービスの提供できるよう努める。また、特別支援を要する児童・生徒への教員加配などの独自支援を継続して行う。

③ 児童福祉・子育て支援

身近な地域で子育てに関する相談や指導、また、保護者同士、子ども同士が交流を図れる場の提供を行うとともに、子育て世帯が地域で孤立することがないように、また、ニーズに応じた支援が受けられるよう、関係機関・団体等とのネットワークづくりを進め、子育て支援サービスの充実を図る。

子どもが健やかに育つ基礎・家庭環境を形成するため、妊娠期からこころとからだの支援を推進し、母子の健康確保への支援や感染症対策の推進と啓発、小児医療体制の確保を図る。

また、「郷土明日香に誇りを持ち、自らの生き方を切り開くたくましい子どもの育成」、「夢に向かって力強く生きていく意欲のある人づくり」を行う幼小中12年間を見通した一貫性のある教育課程の充実や、地域住民参画のもと、学校教育活動の支援・家庭における教育力の向上と子どもを産み育てやすい環境づくりの充実を図る。

④ 健康づくり

早期から検診受診を啓発し、要介護状態や早世の原因となる疾患を早期に発見し、早期に治療に繋げることで重症疾患の抑止を図り、健康寿命の延伸を図る。また、生活習慣病の発症を抑制するために、身体活動の向上や栄養改善を支援する専門職種や他機関と連携した発症予防の取組を推進する。さらに、健康的な生活が送れるよう、乳幼児から高齢者に至るまでのライフス

テージに合わせ、健康管理意識の向上を図るための啓発活動、気軽に健康づくりができる「総合型地域スポーツクラブ」による体力づくり、生活に身近な場所での「健康ステーション」活動等の健康づくりを推進する基盤づくりを行う。さらに、拠点となる健康福祉センターの機能見直しや改修を進める。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(7) 市町村保健センター	健康福祉センター改修事業	村
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	出産祝い金給付事業	村
		社会福祉協議会運営助成事業	村
		健康福祉センター管理運営事業	村
		シルバー人材センター運営助成事業	村
		自立支援給付事業	村
		地域生活支援事業	村
		児童福祉支援事業	村
		健康増進事業	村
		がん検診事業	村
		母子保健事業	村
		予防接種事業	村
		入学祝金事業	村
出産育児一時金事業	村		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

超高齢社会を迎える中で、安心して医療を受給できるよう、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等公的保険制度を安定的に運営する必要がある。

また、安心・安全な救急医療を提供できる体制が必要であり、村では、村内医療機関と連携し、かかりつけ医である一次医療の役割を確保しながら、二次救急や休日夜間診療所の広域連携を実施している。引き続き、橿原・高市地区の救急医療体制を確保していく必要がある。

(2) その対策

安心できる医療環境づくりを進めるため、国民健康保険直営診療所の健全な医療運営を目指し、診療以外に往診も行い、在宅医療体制の連携を図るとともに、近隣市町と連携し、二次救急や休日夜間診療所の医療体制の確保を引き続き実施する。

また、奈良県立医科大学との連携により、特定健診や特定保健指導の実施・受診率を上げるとともに、国民健康保険診療所、公益社団法人地域医療振興協会と連携し生活習慣病の予防を推進することで、増大する医療費の適正化を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	休日夜間応急診療所分担金	村
		二次救急分担金	村
		産婦人科一次救急負担金	村
		国保診療所運営事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本村の幼稚園、小・中学校では、少子化の進行に伴い児童・生徒数が減少しており、子どもの課外活動の機会の減少や配置される教師数の減少といった問題が生じている。また、老朽化した学校施設の計画的な改修や幼稚園、小・中学校へ通学のためのスクールバスの継続など、生徒・児童が安心して教育を受けられる環境づくりを行う必要がある。

一方、本村では、小規模校のメリットを活かし、子どもの発達段階に応じた一貫性のあるきめ細かな指導を充実し、本村ならではの特色ある教育を推進するため、施設分離型幼小中の一貫教育に取り組み、開かれた学校づくりを進めるため、コミュニティスクールとして学校経営の充実を図るとともに、村内産の食材等を活用した食育にも力を入れている。

今後は、豊かな人間性を育成するため、幼児期の感性教育や明日香に根差した国際人の育成を引き続き行うとともに、ICTを活用し、デジタル社会にも対応した人材育成に努める必要がある。

表4 小中学校の状況

	小学校		中学校	
	児童数(人)	学級数(学級)	生徒数(人)	学級数(学級)
平成2年	594	21	309	11
平成7年	537	18	291	11
平成12年	387	15	254	10
平成17年	303	15	172	8
平成22年	267	13	147	8
平成27年	242	13	120	7
令和2年	248	15	113	8

② 社会教育

本村は、公民館を拠点として、村民だれもが生涯にわたり、学習する機会を得ることができ、健やかで生きがいのある生活を安心して送ることができる、地域ぐるみで支え合う村を目指している。

図書室機能については、読書の楽しさや喜び、発見等を提供するとともに、郷土の情報発信を広く内外に向けて行い、交流の場とするためにも、設置箇所を検討し、機能充実とユニバーサルデザインに対応させる必要がある。

また、子どもから高齢者まであらゆる世代がスポーツを親しめる機会を提供するため、多彩なスポーツイベント・スポーツ教室の開催や総合型地域スポーツクラブの継続が必要である。

(2) その対策

① 学校教育

教育相談体制や特別支援教育体制及びALT（外国語指導助手）配置など必要な教員数の確保、幼稚園、小・中学校や給食センターなどの計画的な施設改修、遠隔地からの通学負担を軽減するための通学バス・園バス運行に取り組む。

一方で、本村ならではの取組として、幼稚園、小・中学校の連続したカリキュラムや教師の連携により、学力とコミュニケーション力を高める言語力の向上、郷土に関心を持つ子どもの育成を中心に幼少中一貫教育の取組を引き続き進め、村立学校コミュニティスクールとして一つの学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校運営をめざす。

また、デジタル化社会に対応した環境整備や人材育成を図るとともに、総合型地域スポーツクラブと連携し、子どもの体力向上と課外活動の機会の創出を図る。

② 社会教育

村民だれもが生涯にわたり学習する機会の拠点となる公民館のあり方を検討し、必要な改修を計画的に行うとともに、図書室機能については、多世代が安心して利用できる場を目指し、設置箇所の検討・整備を図る。新庁舎においては、村づくり活動の交流の場を創出する。また、少子高齢化にある本村においても、あらゆる世代がスポーツを親しめる機会を提供するため、総合型スポーツクラブを継続するための支援を行うとともに、近隣公園など体育施設を活用したスポーツイベントの開催を行う。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 給食施設	学校給施設環境整備事業	村
		学校給食センター改修事業	村
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設 図書館	新庁舎建設事業	村
		図書室整備事業	村
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	教育内容等充実事業	村
		飛鳥ハーフマラソン事業	村
		スクールバス運行事業	村
		総合型スポーツクラブ運営支援事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村は、全村が明日香法の地域となり、古都法による土地利用規制や風致地区条例、景観条例による集落景観の誘導を行い、住民の理解と協力のもと、明日香らしい景観創出を図るとともに、集落のコミュニティを担ってきた伝統行事などの生活習慣が相まって、歴史的風土と称され、約40年にわたり歴史的風土の保存を図ってきた。そのため、景観誘導による住民負担の増加や少子高齢化に伴う集落人口の減少により、集落コミュニティを保つことが難しくなりつつある。

(2) その対策

良好な景観形成の誘導に努め、快適で住みやすい集落づくりを行うため、景観創出に伴う住民の負担軽減を継続して行う。

また、集落を維持し、活性化させるため、地域が行う伝統行事の運営や歴史的風土維持・保存に対する活動に対し、集落が主体的に取り組む事業を積極的に支援する。

さらに、空き家へ移住や地域おこし協力隊による地域協力活動の実施、集落支援員の活動を通じて、定住促進を図るとともに、市街化区域においては、住宅地形成の誘導を行い、定住できる空間の創出を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	明日香村にふさわしい景観創出事業	村
		歴史的風土保存対策事業	村
		集落コミュニティ育成・活動事業	村
		集会所の建設及び改修事業	村
		夏祭り補助事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本村には、数多くの貴重な歴史的文化的遺産が存在し、これまで、宮殿や、古墳・寺跡等の史跡整備及び解説板の設置などの整備を行ってきたが、これらの資源を地域振興に有効活用出来ている状況ではない。明日香まるごと博物館づくりを掲げる本村としては、文化資源を地域振興に有効活用し、文化観光を推し進める必要がある。

また、歴史的文化的資源の中には、古墳などの遺跡だけではなく、今まで本村で受け継がれてきた伝統行事や近世の集落景観などもあり、本村の特徴を次世代に継承していく必要がある。

さらに、本村の文化力を高める取組や、文化芸術による村の魅力発信により地域振興を進める必要がある。

役場庁舎は、子育て世代をはじめ、明日香に住まう老若男女の住民にとって、今後長きにわたり、生活サービスの拠点及び本村の課題を克服するための活動や交流の拠点となる。また、本村は、明日香法により歴史的風土が保存されていることから、建物および敷地全体が周辺環境と調和した明日香村らしい景観形成の模範となり、村の魅力を後生に伝えるための活動が行える機能をもつことが必要である。

(2) その対策

本村には、国家基盤が形成された飛鳥時代の重要遺跡やそれらを裏付ける出土品や文献が数多くあることから、国・県・村の役割分担のもと適切な調査・保存を行い、「今は見えない」文化財を「見える化」や復元を行うことにより、観光ツアーや体験プログラム、各種情報発信と連携し、地域振興に寄与する取組を推進する。

また、近世の集落景観においては、歴史的な価値を検証するとともに、近世の文化資源として、伝統行事とともに継承し、地域振興への活用を図っていく。

さらに、公民館を中心に活動する各種団体・サークルの発表や、次世代を担う子どもたちによる芸能発表など機会の提供を行うとともに、村内在住の芸術作家を中心とした展覧会の開催や村外在住の芸術家が本村に滞在し、本村の魅力を、作品を通じて発信することで誘客を図るなど、文化の香るむらづくりと来訪者も含めた他世代にわたる交流を促進する。

役場庁舎は、住民の自主的な活動を陰から支援する役割と、過去・現在・未来をつなぐ村づくりを表から強力に推進する役割を担う総合拠点施設として整備を行う。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等	牽牛子塚古墳等整備事業	村
		古代飛鳥再現事業	村
		中尾山古墳整備事業	村
		真弓鐘子塚古墳整備事業	村
		新庁舎建設事業	村
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	世界遺産登録推進事業	村
		芸術文化事業	村
		歴史的風土の担い手育成事業	村
		歴史文化資源調査事業	村
		史跡地維持管理事業	村
		飛鳥宮跡等保存活用事業	村
		遺跡発掘調査事業	村
		史跡・名所の維持管理事業	村
		飛鳥の魅力発信事業	村
		高松塚壁画館維持管理事業	村
		歴史文化資源公開事業	村

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本村の行政規模を踏まえると、近隣市町村との連携の下、行政サービスの維持・向上に努めることが効率的である。近隣の橿原市及び高取町とは、飛鳥広域行政事務組合を形成しているほか、他市町村とも連携し観光振興の展開や、広域消防防災体制の確立、救急医療体制の充実、し尿・ゴミ処理等の環境衛生事業の効率化等を進めている。

また、本村の抱える課題を克服するためには、様々なノウハウや考えも持った多様な人材と手を組み、明日香村を支えるパートナーとして共に取り組みを行っていきける環境づくりが必要である。

(2) その対策

広域的な行政体制を積極的に行い、効率的で効果的な取組を行う。また、大学や企業などが持つノウハウや人材を積極的に活用し、本村の抱える課題を克服していく体制づくりを行う。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		飛鳥広域行政事務組合負担金	広域行政事務組合

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

明日香村公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら必要な事業を適正に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	過疎地域持 続的発展特 別事業	集落支援員制度活用事業	村	本事業は、地 域の持続的発 展に寄与し、 将来に効果を 及ぼすもので ある
		地域おこし協力隊制度活用事業	村	
		地域活性化起業人制度活用事業	村	
		子育て世帯住宅新築助成事業	村	
		定住促進事業	村	
		雇用環境創出事業	村	
		新たな滞在型観光地盤整備	村	
		多様な団体との連携事業	村	
2 産業の振興	過疎地域持 続的発展特 別事業	企業誘致促進事業	村	
		日本型直接支払い事業	村	
		担い手育成支援	村	
		農村魅力づくり事業	村	
		有害獣対策事業	村	
		観光振興事業	村	
		農商工活性化支援事業	村	
		観光活性化事業	村	
		観光地盤整備事業	村	
		歴史文化資源公開事業	村	
		商工会支援事業	村	
		中小企業資金融資事業	村	
		観光協会支援事業	村	
3 地域におけ る情報化	過疎地域持 続的発展特 別事業	防災行政無線維持管理事業	村	
		地域防災メール維持管理事業	村	
		地域情報化支援事業	村	
		ホームページ運営事業		
		VR・AR 技術を活用した歴史展示 推進事業	村	
		歴史文化知的財産公開推進事業	村	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	過疎地域持 続的発展特 別事業	コミュニティバス運行事業	村	
		駅前広場維持管理事業	村	
		道路草刈り等維持管理事業	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	過疎地域持 続的発展特 別事業	住宅・建築物耐震改修促進事業	村	本事業は、地 域の持続的発 展に寄与し、 将来に効果を 及ぼすもので ある
		防災組織育成事業	村	
		災害対策事業	村	
		地域防犯推進事業	村	
		塵芥処理事業	村	
		し尿処理委託	村	
		急傾斜地崩壊対策事業	村	
		飲料水供給施設維持管理事業	村	
		非常備消防運営事業	村	
6 子育て環 境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	過疎地域持 続的発展特 別事業	出産祝い金給付事業	村	
		社会福祉協議会運営助成事業	村	
		健康福祉センター管理運営事業	村	
		シルバー人材センター運営助成事業	村	
		自立支援給付事業	村	
		地域生活支援事業	村	
		児童福祉支援事業	村	
		健康増進事業	村	
		がん検診事業	村	
		母子保健事業	村	
		予防接種事業	村	
		入学祝金事業	村	
		出産育児一時金事業	村	
7 医療の確 保	過疎地域持 続的発展特 別事業	休日夜間応急診療所分担金	村	
		二次救急分担金	村	
		産婦人科一次救急負担金	村	
		国保診療所運営事業	村	
8 教育の振 興	過疎地域持 続的発展特 別事業	教育内容等充実事業	村	
		飛鳥ハーフマラソン事業	村	
		スクールバス運行事業	村	
		総合型スポーツクラブ運営支援事業	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整 備	過疎地域持 続的発展特 別事業	明日香村にふさわしい景観創出事 業	村	本事業は、地 域の持続的発 展に寄与し、 将来に効果を 及ぼすもので ある
		歴史的風土保存対策事業	村	
		集落コミュニティ育成・活動事業	村	
		集会所の建設及び改修事業	村	
		夏祭り補助事業	村	
10 地域文化 の振興等	過疎地域持 続的発展特 別事業	世界遺産登録推進事業	村	
		芸術文化事業	村	
		歴史的風土の担い手育成事業	村	
		歴史文化資源調査事業	村	
		史跡地維持管理事業	村	
		飛鳥宮跡等保存活用事業	村	
		遺跡発掘調査事業	村	
		史跡・名所の維持管理事業	村	
		飛鳥の魅力発信事業	村	
		高松塚壁画館維持管理事業	村	
		歴史文化資源公開事業	村	
13 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項		飛鳥広域行政事務組合負担金	広域 行政 事務 組合	